

学校いじめ防止基本方針



令和8年度
新城市立東郷西小学校

	目	次
1	いじめについて	1
	(1) いじめの定義	1
	(2) いじめ問題に関する基本的認識	1
	(3) いじめの特徴	1
2	いじめの未然防止	2
	(1) 学校・学級経営	2
	(2) 適切な教育指導	3
	(3) 家庭・地域との連携	3
3	いじめの早期発見・早期対応	4
	(1) 兆候の把握	4
	(2) 事実関係の究明	4
4	いじめへの対応	4
	(1) 被害者への対応	4
	(2) 被害者の保護者への対応	5
	(3) 加害者への対応	5
	(4) 加害者の保護者への対応	5
	(5) 傍観者への対応	5
	(6) ネット上のいじめ対応	5
5	東郷西小いじめ・不登校対策委員会の設置	6
	(1) 目的	6
	(2) いじめの状況の捉え	6
	(3) 支援組織	7
	(4) いじめ対策の具体的な手だて	7

新城市立東郷西小学校いじめ・不登校対策委員会 設置要綱
 西小いじめ・不登校対策委員

東郷西小いじめ対策委員会 組織と目的

1 いじめについて

(1) いじめの定義

「いじめ」とは

「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為を受けたことにより、身体的、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。なお、「いじめの芽」や「兆候」についても、定義に従いいじめと認知する。

※「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

※「心理的な影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

※「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。また、ネット端末やスマートフォンによるメール・LINEなどを介した誹謗・中傷も含まれる。

※「いじめられた児童の立場に立って」とは、いじめられたとする児童の気持ちを重視することである。

(2) いじめ問題に関する基本的認識

(以下児童生徒は、子どもと表記する)

◎いじめについては、「どの子にも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要がある。

- ① 「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
- ② いじめられている子どもの立場に立った親身な指導を行う。
- ③ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ④ いじめは、教師の子ども観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑤ 家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む必要がある。

(3) いじめの特徴

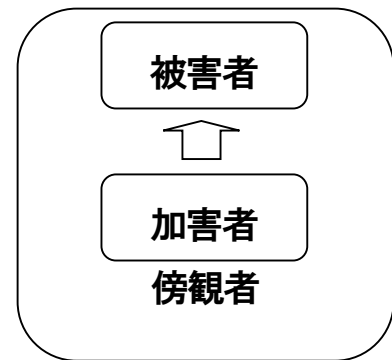
《いじめの特徴》

- ① いじめの動機が感覚的なものであることが多い。
- ② いじめることが遊び半分に行われ、加害者に後ろめたさや罪の意識が薄い。
- ③ 方法・手段が巧妙で陰湿化し、限度をわきまえず長期的に行われる。
- ④ 親や教師に見えにくい場面で起こり、深刻な事態に発展するまで放置されることがある。
- ⑤ 集団で行われ、それを見ている周囲の子どもが加勢したり傍観したりするため、いじめられる側は一層孤立化する。
- ⑥ いじめる側に立たなければ、次は自分という不安感から、いじめに加わる場合がある。
- ⑦ いじめがインターネット上で行われることがある。

《いじめの構造》 傍観者に注意！！

- ・いじめは一見、いじめる者（加害者）といじめられる者（被害者）との対立構造に見えるが、この両者以外にそれをはやし立てたり面白がったりしていじめを強化したり黙認することでいじめを支持する側になる「傍観者」という集団が存在し、三層構造となっている。これは、傍観者も制止力とならない限り、ますます被害者を孤立化させていくという問題をはらむ構造となっている。

また、この構造は固定化されたものではなく、三者の立場が流動することもある。



《いじめの様態》

- ① 冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる。
- ② 脅し文句を言われる。
- ③ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ④ ネット端末やスマートフォン等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる。（LINE, X, フェイスブックなど）
- ⑤ 遊ぶふりをして、暴力行為（叩かれたり、殴られたり）をされる。
- ⑥ 金品をたかられる。
- ⑦ 持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑧ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。 等

《いじめの進行》

- ・一見仲良く見えているグループ内でもいじめは起こりうる。日ごろから、子ども間の関係性を充分観察・把握していることが重要となる。

【第1段階】 ・あそび、ふざけ、いたずら

【第2段階】 ・けんか、いじわる、からかい

【第3段階】 ◎心理的いじめ

・言葉での脅かし・ひやかし・無視・仲間はずし・持ち物隠しや落書き等

◎物理的いじめ

・殴る・ける・たたく・金品をたかる・使い走り・万引きの強要等

※段階が進むほど潜在化していき、より発覚しにくくなっていく。

2 いじめの未然防止

(1) 学校・学級経営

いじめは人権問題であり人間として絶対許されないという強い認識を持ち、人権尊重を基盤とした学校・学級経営に努める。また、いじめ問題は、ケースによっては犯罪行為となる場合もあることを認識し、解決に向けて毅然とした態度で臨むことが必要である。

- ① いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、担任の教師一人が抱え込まないような協力体制を構築したうえで、学校全体で組織的に対応する。
- ② 日常の教育活動等を通じ、コミュニケーションを大切にし、子どもの理解に努め、深い信頼関係を築く。
- ③ 揺るぎない善悪判断の基準、確固たる社会規範のもと、正義の行き渡る集団を形成していく。
- ④ 子どもの相談事や悩み事はいつでも聴く姿勢（傾聴）を示し、どんな些細なことでも気軽

に相談でき、受け止める環境を構築する。（スクールカウンセラーの活用：相談時間の具体的設定など、今年度も保護者との面談を精力的に推進していただく）

- ⑤ いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて現職研修の場面等を通して教職員間の共通理解を図る。
- ⑥ 人権侵害を見抜く力や児童が発しているサインを見逃さない鋭い人権感覚を持って、学校および学級経営に当たる。
- ⑦ 学校生活や教育活動において子どもが、成就感、達成感、満足感を持てるよう、取組内容を充実させる。
- ⑧ 学校におけるいじめへの対処方針については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解と信頼を構築するよう努力する。
- ⑨ 道徳教育、体験活動を充実させ、「命の大切さ」など、豊かな心の育成を図り、実際に他者との触れ合いのある活動を体験させる。
- ⑩ 定期的に生活アンケート（スマイルアンケート）を実施し、いじめの実態把握に努める。

（２） 適切な教育指導

いじめは人権問題であり人間として絶対許されないという強い認識を持ち、人権尊重を基盤とした教育指導を進める。

- ① 個を大切にし、互いを思いやり、尊重し、自分や人の生命や人権を大切にする指導等の更なる充実を図る。
- ② はやし立てたり傍観したりする行為も、いじめ行為と同様に許されない行為であることの認識を徹底する。
- ③ いじめを大人に伝えることはいじめ防止につながる行為であるという認識を徹底する。
- ④ それぞれの活動場面において、いじめに係わる問題に関する指導を徹底する。
- ⑤ 幅広い生活体験や社会性のかん養、豊かな情操を培う活動を積極的に推進する。
- ⑥ 思いやりの心を育て、自分や人の生命や人権を大切にする道徳教育や心の教育を充実させることで、自己肯定感や自己有用感を高める。
- ⑦ 特別活動、学校行事、道徳、学活等を通して好ましい人間関係の構築、学級への所属感の高揚を図る。

（３） 家庭・地域との連携

- ① いじめへの対処方針の情報は日頃から積極的に公表し、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、保護者等の理解や緊密な連携協力を図る。
- ② いじめの問題は大小に関わらず、学校のみで解決しない。速やかに保護者及び教育委員会に報告し、相互に情報交換し、適切な連携を図る。
- ③ いじめに関して寄せられる情報に対し誠意ある対応に心がけ、保護者からの訴えには謙虚に耳を傾け、関係者全員で取り組む。
- ④ 日ごろから、子どもの様子等について情報を交流する等、家庭との連絡、連携を図る。
- ⑤ 学校と保護者・地域との意見交換の場、PTAと学校との連絡協議の場を確保する。
- ⑥ 親子の共同体験の機会や、家庭教育への参加など家庭教育充実を支援していく。
- ⑦ 保護者には、通信等を配付したり、キャンペーンをしたりするなどして、いじめに関しての理解を深め、「いじめは重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されないことである」という認識に立ってもらふ。また、いじめ防止啓発活動に取り組むとともに、いじめ問題の理解を促し周知する。
- ⑧ 「いじめ」の土壌を作らない学校経営、さらに、いじめの早期発見・早期対応が図れるよう、情報交換ができる校内委員会「（校内）いじめ・不登校対策委員会」（子どもを理解す

る会の場面で隔月実施)及び第3者を含めた委員会「東郷西小いじめ・不登校対策委員会」を設置する。この「いじめ不登校対策委員会」が、学校・家庭・地域、さらに警察などの諸機関とのパイプ役となり、学校におけるいじめ対策が円滑に行われるようチェックを行う。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) 兆候の把握

- ① 子どもに対して親身になった接し方を心がけ、日頃から深い信頼関係を築くことが不可欠である。
- ② 子どもの生活実態のきめ細かい把握に努めるとともに、いじめを早期に発見するためのアンケートとその後の面談を必ず行う。なお、アンケート用紙については1年、調査の結果については3年間を保存期間とする。
- ③ 子どもや保護者の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談の体制を整備する。
- ④ いじめの発見にあたっては、日頃から複数の目(担任、教科担当者、スクールカウンセラーなど)で見ることによる事実の積み重ねが不可欠であるから、担任、教科担任との連携にとどまらず、スクールカウンセラーや関係機関などとの連携に努める。
- ⑤ 子どもや保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、速やかに教職員相互において情報交換することにより、適切かつ迅速な対応を図る。
- ⑥ 子どもの仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、いじめの発見や対応に努めるとともに特に、種々の問題行動等が生じているときには、同時に他にいじめが行われている場合もあることに留意する。
- ⑦ いじめの問題解決のため、いじめを把握した際には、教育委員会に報告するとともに、必要に応じ、児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携協力を図る。

(2) 事実関係の究明

- ① いじめを受けている子どもの心理的圧迫感をしっかりと受け止め、当事者だけでなく、その友人等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を、正確かつ迅速に行う。
- ② いじめの兆候を発見した場合において、いじめを受けている子どもからの訴えが弱いことを理由に問題を軽視することや、いじめる側といじめを受けている側の主張に隔たりがあることを理由に、必要な対応を欠くことがないようにする。

4 いじめへの対応

(1) 被害者への対応

※ 本人との信頼関係を構築することが基本

- ① 安全確保、訴えへの傾聴、全力で守り通す姿勢で対応し安心感を与える。(心のケア、親身な対応、秘密厳守)
- ② いじめが解決したと見られる場合でも、十分な注意と必要な指導を継続する。
- ③ 自尊感情の向上、自己肯定感、自己理解、課題克服、自立への支援、人間関係の改善充実に向け支援する。
- ④ 就学すべき学校の指定変更、区域外通学の認可措置については、保護者の希望に応じて配慮する。

(2) 被害者の保護者への対応

- ① 保護者の不安、怒りを真摯に受け止め、教師と保護者のいじめに対する認識のズレによ

り、問題を複雑化しないようにする。

- ② いじめの事実を正確に伝え、被害者を絶対に守るという学校の姿勢を示し、取組方針を具体的に伝え理解を得る。
- ③ 学校への要望や批判を謙虚に受け止め、改善が図れるように努める。
- ④ 家庭との連絡を密にする。

(3) 加害者への対応

- ① 言い逃れを許さず、事実確認を行い、事実をきちんと認識させる。
- ② 被害者のつらさ、心の傷に気付かせながらねばり強く指導する。
- ③ いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることを理解させ、きちんと謝罪させる。
- ④ 一定期間、特別の措置・指導を行うこともある。指導は複数の教員で行う。
- ⑤ 場合によっては、出席停止の措置、警察への告発、関係機関との協力等、毅然とした対応をする。

(4) 加害者の保護者への対応

- ① 我が子が起こした問題についての理解が得られるように、いじめの事実を冷静かつ正確に伝え、学校の取組方針を伝える。指導は複数の教員で行う。
- ② いじめは絶対に許されるものではないという毅然とした姿勢で臨む。
- ③ 保護者としての責任の果たし方について共に考え、本人の立ち直りを目指す。
- ④ 我が子の責任を十分認識させ、被害者に謝罪をするように促す。

(5) 傍観者への対応

- ① 状況聴取の上、いじめの有無を確認し、他人事ではなく自分の問題として自覚させる。
- ② いじめは人権侵害であり、絶対に許すことのできない行為であることの徹底した指導を行うとともに、教師の毅然とした姿勢を示す。
- ③ 傍観者（いじめを支持する存在）も加害者と同様との認識に気づかせる。
- ④ いじめは学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- ⑤ 情報提供した子どもが、その後、情報元を特定され、そのことを責められたり次のいじめの対象となったりすることのないように、堅く秘密を守る。

(6) ネット上のいじめ対応

《児童への指導のポイント》

- ① SNS等に誹謗・中傷の書き込みを行うことはいじめであり、決して許される行為ではないことをしっかりと認識させる。
- ② 書き込みが悪質な場合は犯罪となり、警察に検挙される場合もあることや、SNSへの書き込みが原因で傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあることを認識させる。
- ③ SNSを含めインターネットを利用する際、利用のマナーを厳守することを指導する。

《学校・家庭で心がけること》

【4つの観点】

- ① 理解促進・実態把握
- ② 情報モラル教育の充実とルール徹底
- ③ 未然防止・早期発見・早期対応
- ④ いじめられた子ども等へのケア

【学校・家庭共通】

- ① 情報端末（ネット端末、スマートフォン等）の特性を学び理解を深めるような声掛け、指導に努める。
- ② インターネットの利用や友達とのやりとり等、情報端末の利用状況の把握に努める。

【学校では】

- ① 学習用タブレット端末の活用を中心に、情報モラルの指導をより一層充実する。特に、一度インターネット上に拡散した情報をすべて消し去ることは不可能であり、軽はずみな書き込みが取り返しのつかない事態を招くことを教える。
- ② 原則、学校へのネット端末の持ち込みは禁止とする。特別な理由がある場合については、取り扱いに関するルールを策定し徹底する。
- ③ 家庭に対し、情報モラルに関する資料の配付や情報モラル講座の開催などの啓発活動を必要に応じて実施する。

【家庭では】

- ① ネット端末の必要性・危険性についてしっかり話し合う。学習用タブレット端末持ち帰りのルールに基づいた利用時間や利用するときのマナー等、家庭内のルールを決め、徹底する。
- ② ネット端末にアプリをインストールする際は、その特性や危険性を十分考えたうえで、保護者の責任のもとで行うようにする。
- ③ ネット端末を持たせる場合は、保護者の責任のもとで利用させる。また、フィルタリングの設定をするなどの配慮をする。

【未然防止・早期発見・早期対応】

- ① 子どもが発する危険信号に十分留意し、把握するように努めるとともに、未然防止・早期発見のため、学校、保護者、地域の方々が連携を図り、SNS等への掲載や非公式サイトの閲覧等において、子どもへの注意喚起や問題が起きた時の速やかな情報共有への協力を仰ぐ。
- ② 学校は、誹謗・中傷を発見した場合には、被害を受けた子どもや保護者に対して迅速かつ適切に対応する。また、学校は、被害を受けた子どもへのきめ細やかなケアを保護者と連携して行うとともに、日頃から校内の相談体制の整備を図る。

5 東郷西小いじめ・不登校対策委員会の設置

（１） 目的

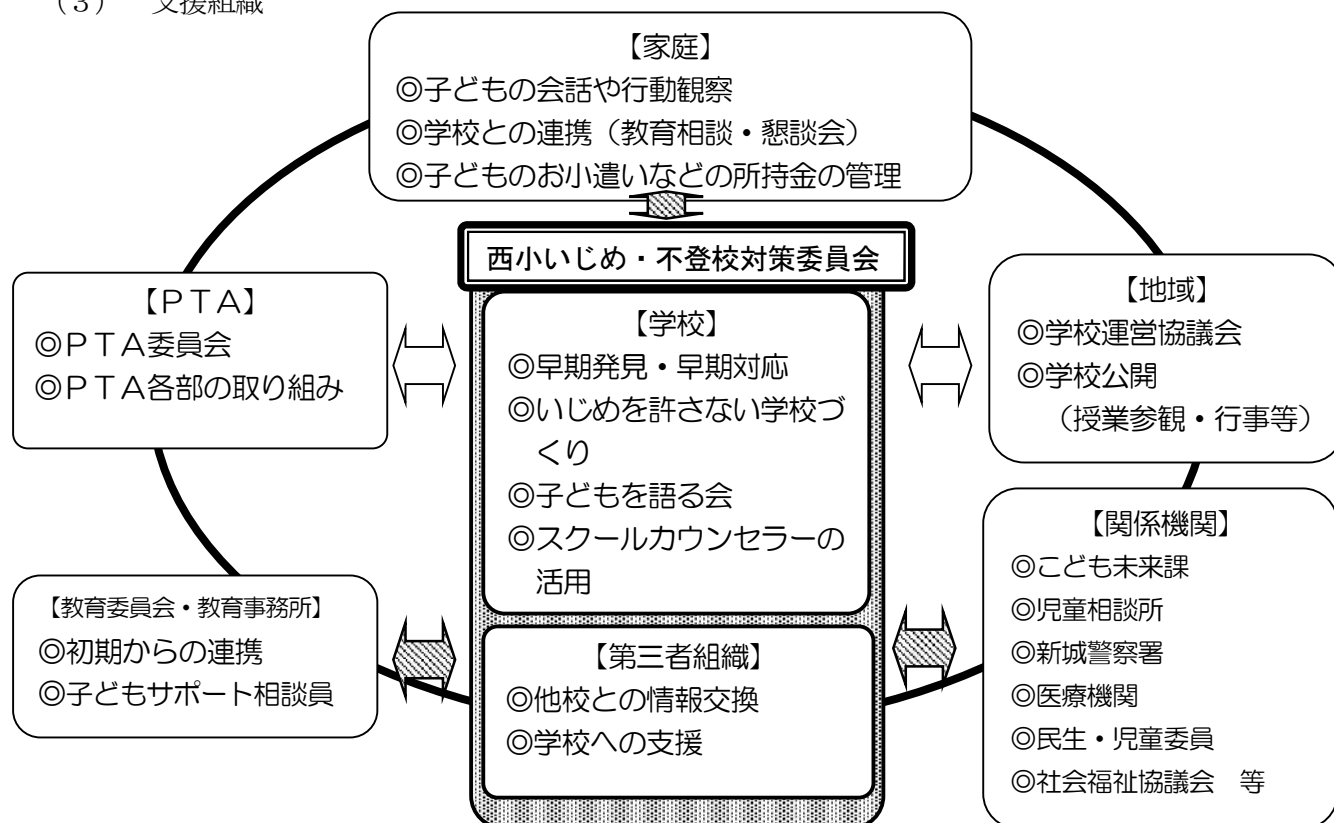
- ・人を思いやる心を育て、「いじめ」の土壌をつくらない学年・学級の対応を支援する。
- ・いじめの早期発見・早期対応を図れるように、情報交換をする中で、学校・家庭・地域、さらに警察などの諸機関との連携を強化する。
- ・学校におけるいじめ対策が円滑に行われるよう点検し助言する。

（２） いじめの状況の捉え

- ・「いじめ」は、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響を与える行為を受けたことにより、身体的、精神的な苦痛を感じているもの」である。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立って行うものとする。
- ・「いじめ」は、「どの子どもにも、どの学級等においても起こり得るものである」ことを十分認識する。
- ・いじめの件数が多いか少ないかという問題以上に、これが生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、解決に結びつけることができるかが重要である。
- ・子どもからいじめの訴えがあった時には、いじめがあるものとして親身になって受け止めて対応することを基本とする。
- ・個々の行為が「いじめ」か「けんか」か「悪ふざけ等」に当たるか否かの判断は、複数の教師が、子どもの仲間意識や人間関係の変化に留意しつつ、日頃の当該児童の行動などを見極めた上で判断する。

- ・「心理的、物理的な攻撃」の回数が「いじめ」に当たるか否かの判断の基準となるものではないことに留意する。

(3) 支援組織



(4) いじめ対策の具体的な手だて

- ・基本的な生活習慣について、子どもに自覚を持たせるとともに、「ならぬことはならぬ」という教職員の共通認識のもと、子ども一人一人の規範意識の醸成を図る。
- ・「自分の命は自分で守る」を基盤とし、全学級で「命」をテーマにした学級活動や体験活動等、教育活動全体を通して豊かな心の醸成を図る。
- ・道徳の授業実践に力を入れ、自己肯定感や自己有用感を育む。
- ・情報モラル教育については、子どもへの授業だけでなく、講師を招いた講座などを通して、保護者にも理解と協力を求めていく。
- ・学校生活や行事を通して、子どもの自主性を尊重し、子どもの自己決定や自己責任を支持し、認めていく。
- ・日々の会話や連絡帳などを通し、常に子どもとの心の交流を図る。
- ・学校生活アンケート（スマイルアンケート）を6月と11月に実施し、子どもの実態を把握する。また、このアンケートを活用し、教育相談を実施する。
- ・教師相互の情報交換・共通理解を図るため、職員会終了後に「子どもを理解する会」で情報を共有し、問題解決にあたる。
- ・PTA総会、PTA委員会、個人懇談会等の機会を大切にし、様々な情報交換をすることにより、子ども理解に努め、いじめの早期発見・早期対応を図る。

新城市立東郷西小学校いじめ・不登校対策委員会 設置要綱

(趣 旨)

第1条 本校におけるいじめ・不登校対策について学校・家庭・地域、さらに警察など諸機関の連携を基盤に早期発見・対応・解決を図るために、新城市立東郷西小学校いじめ・不登校対策委員会（以下「西小いじめ・不登校対策委員会」という）を設置する。

(構 成) ○委員

- ①家庭教育コーディネーター
- ②こども未来課職員
- ③子どもサポート相談員
- ④スクールカウンセラー
- ⑤平井駐在
- ⑥東郷中学校生徒指導担当
- ※その他、校長が必要と認める者

○職員

- ①校長
- ②教頭
- ③教務主任
- ④校務主任
- ⑤生活指導主任
- ⑥保健主事

(委員長及び副委員長)

第2条 西小いじめ・不登校対策委員会には、委員長及び副委員長をおく。
2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
3 委員長は、本委員会を主催する。
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(活動内容)

第3条 西小いじめ・不登校対策委員会は、委員長の委嘱を受け、いじめや不登校の問題解決に向け、次に掲げる事項の推進に当たる。

- (1) 他人を思いやる心を育てるとともに、「いじめ」や「不登校」の土壌をつくらない学校の対応を支援する。
- (2) いじめ・不登校の早期発見・早期対応・早期解決を図れるように、情報交換をする中で、学校・家庭・地域、さらに警察などの諸機関との連携を強化する。
- (3) 学校・家庭・地域、さらに警察などの諸機関とのパイプ役となり、学校におけるいじめ・不登校対策が円滑に行われるようチェックを行う。

(委員会の招集)

第4条 西小いじめ・不登校対策委員会は、委員長が招集する。
本委員会は、必要であると認めたときは、関係者の出席を求めて、意見または説明を聞くことができる。

(事務局)

第5条 西小いじめ・不登校対策委員会の事務局は、新城市立東郷西小学校に置く。

(委 任)

第6条 この要項に定めるもののほか、西小いじめ・不登校対策委員会の運営等に関し必要事項は、委員長がその都度会議に諮って定める。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

※ 平成27年4月1日 一部改正

※ 平成28年4月1日 一部改正

西小いじめ・不登校対策委員

		役職名	氏名	連絡先
1	委員	家庭教育コーディネーター	白井 和典	0 5 3 6 - 2 3 - 2 1 1 9 (新城設楽支所)
2	委員	こども未来課 こども家庭センター	武川 裕江	0 5 3 6 - 2 3 - 7 6 2 2
3	委員	子どもサポート相談員	加藤由美子 宮原 恵加 神谷 里香	0 5 3 6 - 2 3 - 7 6 0 7 (学校教育指導室)
4	委員	スクールカウンセラー	稲村ななみ	0 5 3 6 - 2 2 - 0 1 0 7
5	委員	平井駐在	大竹 志幸	0 5 3 6 - 2 2 - 0 1 1 0 (新城署)
6	委員	東郷中学生指導担当	丸山 滉介	0 5 3 6 - 2 2 - 0 7 5 7
7	職員	校長	八田 忠勝	0 5 3 6 - 2 2 - 0 1 0 7
8	職員	教頭	石原恵美子	〃
9	職員	教務主任	前崎 全洋	〃
10	職員	校務主任	山本 梢	〃
11	職員	生活指導主任	松浦 侑槻	〃
12	職員	保健主事	佐藤ちひろ	〃

※その他、校長が必要と認める者